

奈良県障害者長期計画2005 分野別施策の実施状況について

資料1-1

I. とともに生きるための地域生活支援の充実

1. 障害者ケアマネジメントの普及と相談窓口の充実

項目	当計画における指標	左の指標の実施状況(21年度実績)
相談支援体制の整備	<p>◇相談窓口の整備については、障害者福祉圏域や人口規模等を勘案し、障害児(者)地域療育等支援事業、市町村障害者生活支援事業及び精神障害者地域生活支援センターについて、3障害統合の方向で再編整備に向けた検討を進めます。</p> <p>◇各相談窓口にはサービス調整会議を設置し、地域の課題の共有化や新たな資源の創出を進めます。そこには様々な分野の人々の参画が求められますが、その標準的な形については、奈良県障害者ケアマネジメント推進委員会等において検討します。</p> <p>◇障害の種類を問わない生活相談全般のための窓口のほか、就労のための相談を行う障害者就業・生活支援センターや、重症心身障害児、聴覚障害者、視覚障害者などの専門的な相談に応じることのできる窓口についても、より広い圏域での展開を検討します。</p>	<p>○県自立支援協議会</p> <ul style="list-style-type: none"> ・障害者自立支援法に基づく相談支援体制の整備に関する検討を行いました(年2回開催)。また、自立支援協議会の機能強化を図るため、下部組織として引き続き4つの専門部会(療育教育部会、就労教育部会、生活部会、人材育成部会)を組織するとともに、課題に対して、迅速かつ柔軟な対応ができるよう、6つのワーキングチームを設置しました。 <p>○相談支援</p> <p>(1) 広域的支援</p> <ul style="list-style-type: none"> ・総合相談支援体制整備事業による4名の圏域マネージャーの活動により、圏域毎の相談支援体制整備が進みつつあります。 22年4月現在：相談支援事業委託 31市町村(一部委託を含む) 自立支援協議会の組織 35市町村 ・総合相談支援拠点集約化事業により、ほっと支援センターを中和圏域に設置しました。 <p>(2) 専門的支援</p> <ul style="list-style-type: none"> ・発達障害支援センター「でいあ〜」による発達障害児(者)への相談支援を実施しました。(18年1月開始) ・発達障害者支援体制整備検討委員会において、発達障害者への支援のあり方など体制整備の検討を進めました。(18年7月設置 委員15名) ・発達障害者及び保護者と発達障害者支援拠点を結びつける「発達支援コーディネータ」を南和拠点に設置する「発達障害者支援拠点事業」を実施しました。 ・高次脳機能障害支援センターによる高次脳機能障害者に対する相談支援・診断を実施しました。(20年10月開始) ・高次脳機能障害支援体制検討委員会において、高次脳機能障害者への支援のあり方など体制整備の検討を進めました。(19年11月設置 委員12名) <p>・こども家庭相談センター等における障害に関する相談件数 こども家庭相談センター 3,413件 児童家庭相談センター 94件</p>

項目	当計画における指標	左の指標の実施状況(21年度実績)
障害者ケアマネジメントの普及	◇障害者ケアマネジメントの普及については、従来の従事者研修の充実及び研修修了者のフォローアップに加えて、ピアカウンセリングの普及に努めます。	<p>21年度研修修了者 従事者（初級）研修修了者 169人 現任（上級）研修修了者 32人</p> <p>・障害者自立支援法施行に伴う各研修を実施して、必要な人材の養成確保を図りました。</p> <p>①障害程度区分認定調査員研修（21年6月26日） 21年度修了者 73名</p> <p>②市町村審査会委員研修（21年8月5日） 21年度修了者 58名</p> <p>③主治医研修（22年3月11日） 21年度修了者 166名</p> <p>④サービス管理責任者の研修 21年度修了者 100名 （22年2月12日～3月2日）</p>
関係機関相互のネットワークの構築と情報提供体制の整備	<p>◇障害のある人のライフステージの全段階において、生活上の様々な課題に対応できるよう、福祉、医療、教育、就労の各関係機関とのネットワークの構築を図ります。</p> <p>◇相談窓口において必要な情報がすぐに得られるよう、県のホームページの充実等、インターネットによる情報提供システムの整備のほか、点字や音声などの情報についても整備を行います。</p>	<p>・発達障害者支援体制整備検討委員会において、福祉、医療、教育、雇用の関係機関が連携協議し、発達障害者の支援体制整備を図りました。（年1回開催）</p> <p>・奈良県内の各圏域の情報を発信するため、障害福祉課HPに「圏域情報HP」を設置しました。また、HPを見ることができない方のため、圏域情報HPの簡易版「すま～いる」を発行しました。</p>

2. 地域福祉活動の推進

項目	当計画における指標	左の指標の実施状況(21年度実績)				
地域における自主的な取り組みへの支援	<p>◇市町村が地域福祉活動振興のために策定する地域福祉計画について、策定のための専門的・技術的支援を行います。</p> <p>◇市町村社会福祉協議会は、地域福祉活動を推進するための中心的役割を担うことから、これまでの実績を十分に検証し、地域独自の活動をより一層進めるために、奈良県社会福祉協議会とも連携しながら支援を行います。</p>	<p>・計画策定済みは奈良市、大和郡山市、橿原市、御所市、生駒市、御杖村、大淀町。</p> <p>・モデル市村(大和高田市、香芝市、山添村、川上村)において、地域福祉活動の推進及び実践を行った。</p>				
ボランティア活動の振興とネットワーク化	<p>◇ボランティアやNPO活動に関する情報提供・発信を行う奈良ボランティアネットや、活動を支援するボランティアセンターを運営するとともに、県や市町村の社会福祉協議会において、体験・学習の場や参加の機会づくりとしての各種ボランティア講座を開催します。</p>	<p>・奈良ボランティアネットの運用、総合ボランティアセンター・西奈良ボランティアセンターの運営、ボランティア体験キャンペーンの開催などにより、ボランティア活動の活性化・裾野拡大の施策を展開しました。</p> <p>・WEB版スマイルズとして、インターネット上でボランティア・NPO団体の活動情報を掲載する事業を開始しました。また、NPO法人と協働事業として取材、原稿作成を実施しました。</p> <p>・奈良ボランティアネットについて、こまめな更新や情報収集に力を入れるようことにより、新規閲覧者及びリピーターを増やせるよう努力しました。</p> <p>・地域貢献活動助成事業の助成額を増額しました。</p> <p>・ボランティア・NPOの入門書として、「ならボランティア・NPOガイドブック」を作成しました。</p> <table border="0" data-bbox="1128 826 2154 900"> <tr> <td>・障害者スポーツボランティア登録者</td> <td>461人</td> </tr> <tr> <td>・点訳音訳ボランティア登録者</td> <td>318人</td> </tr> </table>	・障害者スポーツボランティア登録者	461人	・点訳音訳ボランティア登録者	318人
・障害者スポーツボランティア登録者	461人					
・点訳音訳ボランティア登録者	318人					
住民相互の取り組みへの支援	<p>◇各地域でのボランティア活動の仲介や活動に関する助言・支援、活動団体や関係機関のネットワーク化を促進するボランティアコーディネーターの養成を推進します。</p>	<p>・多様な主体間の協働を進める協働推進指針を策定しました</p>				

3. 在宅福祉サービスの充実

項目	当計画における指標	左の指標の実施状況(21年度実績)
居宅サービスの基盤整備と人材養成	◇知的障害や全身性障害など障害の特性に応じた支援ができるホームヘルパー等の養成を進め、ホームヘルプサービス、ガイドヘルプサービスの充実を図ります。	・難病患者の支援に関わる在宅支援関係者（看護師、ケアマネージャー、ヘルパー、保健師等）の育成と資質の向上を図りました。 ・訪問相談員等育成事業（7回 314人）
	◇障害のある人の地域移行を推進するため、グループホームや福祉ホーム等の整備を図ります。また、公営住宅のグループホームとしての活用に努めます。	・グループホーム、ケアホーム住居数 100か所、定員 620名 ・福祉ホーム数 2か所
	◇学齢期の人たちの放課後と長期休暇の居場所を確保するため、市町村とも連携しつつ、放課後児童クラブや児童館等への受け入れ体制の充実を図ります。	・放課後等、小学校の余裕教室等を活用して、子どもたちの安全・安心な居場所を設け、地域の方々の参画を得て学習活動、体験活動等の取組を実施する。21年度より予算上も地域放課後子ども教室と地域ふれあい活動体験事業を1本化し、事業の効率化を図る。 放課後子ども教室開設数 52か所
	◇退院可能な精神障害者の退院を促進するため、地域における生活を支援するためのホームヘルパーの養成等、在宅福祉サービスの充実を図ります。	放課後児童クラブの設置を推進するとともに、各クラブの障害児の受入の推進を図るため、障害児を受け入れ、かつ、そのケアを行うスキルを有する指導員を配置しているクラブに対して、1クラブ当たり1,421千円の補助を実施。 ・精神科病院入院者の地域移行及び地域定着を図るため、各障害福祉圏域に「地域移行推進員」を配置し、保健所の専門職員がコーディネーター役となり退院促進を図りました。 ・地域移行推進員の配置：4障害保健福祉圏域
重症心身障害児や発達障害児に対する支援の充実	◇医療的ケアを必要とする重症心身障害児（者）の居宅サービスを充実させるため、医療との連携を図り、施策の充実に努めます。	・ショートステイ実施事業所数 51か所 ・重度訪問介護実施事業所数 320か所 ・重度障害者等包括支援実施事業所数 1か所 ※デイサービスは制度改正により事業廃止(H18)
	◇自閉症、高機能自閉症、学習障害（LD）、注意欠陥／多動性障害（ADHD）などの発達障害児（者）に対する相談や地域生活支援を充実させるため、自閉症・発達障害支援センターの設置に向けて取り組みます。	・平成18年1月に発達障害支援センター「でいあ〜」を開設し、自閉症、アスペルガー症候群等、発達障害を有する障害児（者）とその家族を対象に、相談支援、発達支援、就労支援を行いました。 ・相談支援 1,619件、発達支援 118件、就労支援 646件
作業所の機能の充実に向けた支援	◇小規模福祉作業所のもつ多様な機能を重視し、日中活動の場、福祉的就労の場としての機能の充実を支援するとともに、より安定した運営のために法人化への支援を継続します。	・法人化に向けた支援を実施した作業所数 身体8か所、知的3か所、精神1か所

4. 施設サービスの再構築

項目	当計画における指標	左の指標の実施状況(21年度実績)
施設入所者の地域移行のための取り組み	◇施設入所者の地域移行を段階的に進めるため、自活訓練事業の活用推進、地域生活を体験できる場の提供等、地域移行をめざした総合的なシステムの検討を行い、地域生活を円滑に進めるための条件整備に取り組みます。	(グループホーム等体験入居の報酬創設により事業廃止)
施設入所者の生活の質の向上と社会参加の促進	◇施設入所者の生活の質の向上をめざし、「住まい、日中活動、余暇活動、医療との連携、移送支援、生涯学習」など、生活要素の充実に向けた検討と法人に対する働きかけを進め、同時に、施設サービスの着実な改善に向けた第三者評価システムの体制整備に取り組みます。	・第三者評価の受審実績 2件
地域拠点としての新たな展開	◇すべての施設の資源や各種イベントを通して、施設の利用者と地域住民との交流を図り、障害や障害者に対する理解と認識を深めるための場づくり、及び事業の運営主体としての地域における開かれた施設づくりを働きかけ、利用者の自立と社会参加の意欲を引き出します。	・「アート・コミュニケーション2010」(奈良県児童福祉施設連盟主催)に参加するなど、施設の利用者と地域住民との交流を図り、障害や障害のある方に対する理解と認識を深める場となるイベントを支援しました。
	◇すべての施設が地域生活支援の拠点として機能するため、グループホーム運営のバックアップ機能を充実させ、あわせて施設と地域が一体となったグループホームの整備を進めるとともに、ショートステイやデイサービスなど居宅サービスの積極的展開に向け働きかけます。	・グループホーム、ケアホーム住居数 100か所 ・グループホーム、ケアホーム定員 620名 ・グループホーム、ケアホーム指定事業所数 50か所
通所施設の整備	◇通所施設の整備を図り、障害のある人の充実した日中活動のための支援に取り組みます。	・新規就労支援事業所 23事業所
施設職員の質の向上に向けた取り組み	◇利用者一人ひとりに対する適切な支援計画を策定できる技術を身につけた職員や、重度重複障害者に対応できる専門職員を養成・確保するなど、職員の質の向上を図るための研修会への参加等を積極的に働きかけます。また、障害の特性に応じた適切な支援技術の習得に取り組みます。	・障害者相談支援従事者研修受講者の募集を拡大するなど、制度への対応も適切に進めました。 従事者(初級)研修修了者 169人 現任(上級)研修修了者 32人

Ⅱ. 日々の暮らしの充実のための支援

1. 教育環境の充実

項目	当計画における指標	左の指標の実施状況(21年度実績)
地域で共に学ぶための環境整備	◇障害のあるなしにかかわらず、地域で共に育ち、共に学んでいける環境整備を進めます。	・各種研究会等からの要請に応じて、講演・研修を実施。また、社会教育センターの主催によるテーマ別研修事業の中に、特別支援教育に関する講座を組み入れるなど、障害の理解啓発に努めました。さらに、特別支援教育巡回アドバイザーを公立小中学校161校へ470回派遣し、校内支援体制づくりを推進しました。
	◇障害のある子どもの就学前教育については、本人の発達の促進や家族の負担軽減、さらには相互理解を図る上でも、地域の幼稚園や保育所における障害児受け入れのための環境整備を進めます。	実施保育所 35保育所 対象児童数 199名
	◇障害児(者)に対する正しい理解と認識を深めるための教育を推進するとともに、障害のある児童生徒と障害のない児童生徒が共に学ぶ機会を拡充します。	・小学部では居住地の小学校で、個々の実態に応じて、交流学級を設定し、通常学級児童や特別支援学級児童と交流及び共同学習を推進しました。また中学部、高等部では文化祭、生徒会活動などを中心に交流及び共同学習を推進しました。
特別支援教育の充実に向けた取り組み	◇盲・ろう・養護学校の適正な配置と整備を進め、地域の特別支援教育のセンター的役割を担う学校として位置づけ、その機能の強化を図ります。	・特別支援教育担当者連絡協議会を年3回開催。市町村教育委員会と特別支援学校の特別支援教育コーディネーターを中心にブロック別連携協議会を随時開催し、地域の体制整備を推進しました。
	◇福祉と教育の一層の連携を図るため、特別支援教育コーディネーターの養成を図りながら、乳幼児期から学校卒業後までの一貫した教育相談に積極的に取り組みます。	・市町村の特別支援教育コーディネーター・リーダーを養成しました。 ・幼稚園及び高等学校のコーディネーターのフォローアップ研修を実施しました。
	◇特別支援教育の理念の実現のため、教職員の指導力の向上を図る研修や、様々な障害に対する適切な対応など、専門性の向上を図るための取り組みを進めます。	・特別支援学校教員、特別支援学級担任の専門性向上研修や特別支援教育管理職研修を実施。特別支援学校のコーディネーターの代表によるコーディネーター会議を実施しました。
障害の重い児童生徒のための教育の充実	◇特別支援学校における医療的ケアの体制整備を進めます。	・文科省の医療的ケアに関するブロック研修会に参加。要医療的ケア児救急講習事業等を継続実施し、医療的ケアの体制整備を図りました。
	◇医療、福祉等の関係機関との一層の連携を図ります。	・医療的ケアに関する研修講座を実施しました。
長期休業期間等の体験活動の実施	◇特別支援学校等においては、長期休業期間中における学校外体験活動の充実に努め、あわせて生活力を高める教育を実施します。	・各体験学習等を継続実施。職場体験実習や社会施設の利用などの生活体験活動を実施しました。
進路指導の充実と職場開拓の促進	◇進路指導を充実させるため、関係機関と一層の連携強化を図りながら、実践的な職業教育を充実させ、働く意欲を高めるとともに、職場開拓を促進します。	・各体験学習等を継続実施。職場体験実習や社会施設の利用などの生活体験活動を実施した。

2. 就労への支援と雇用の促進

項目	当計画における指標	左の指標の実施状況(21年度実績)
雇用の促進に向けた取り組み	◇労働関係部局との連携のもと、法定雇用率の達成に向けた制度の周知徹底を図り、事業所に対して、障害のある人や障害特性についての理解を進めます。	奈良県の障害者雇用率は、2.00%(H21)であり、全国第8位となっています。
	◇県における物品購入や役務の調達の際、障害者雇用率達成企業や授産施設・作業所等の積極的活用を進めます。	地域福祉課における戦没者慰霊者における記念品を障害福祉施設に発注しました。
		・清掃業務委託において、「奈良県庁障害者就労支援実行計画」に基づき、障がい者の就労を条件付ける仕様とし、県施設10ヶ所において入札を実施しました。4月から障がい者11名が清掃作業員として就労しました。
		(民俗博物館)古紙回収を近隣の障害者通所施設に依頼している。
		(文化会館)「奈良県庁障害者就労支援実行計画」に基づき、障害者就労を条件とした入札を実施した結果、清掃作業員として障害者1名が就労している。
		(橿原文化会館) 清掃業務委託契約により、4月中旬から年度末まで障がい者1名が清掃作業員として就労した。
		(図書情報館) 「奈良県庁障害者就労支援実行計画」に基づき、障害者就労支援の条件とした清掃業務等委託事業の入札を実施した。これにより、4月から清掃作業員として1名が就労した。
		(万葉文化館)①6月より清掃受託業者の障害者雇用の実施。②知的障害のある生徒の館内カフェでの職場実習の実施。③「七夕祭」において、障害者施設で生産された授産品の販売場所を提供。

項目	当計画における指標	左の指標の実施状況(21年度実績)
雇用の促進に向けた取り組み	◇地域における職業実習や公的機関における職業能力の習得など、障害のある人への技術的支援の充実を図り、職業安定機関と連携した就労先確保の取り組みを強化します。	<p>○高等技術専門校において知的障害者を対象とした職業訓練（販売実務科）を実施</p> <ul style="list-style-type: none"> ・訓練カリキュラムに地域の事業所等による職場実習を実施しました。 ・受講者19名について、公共職業安定所との連携により17名が就職しました。 <p>○障害のある方を対象に職業訓練を民間の訓練施設、民間事業所に委託し実施</p> <ul style="list-style-type: none"> ・計画人員95名に対して70名実施しました。 ・障害者訓練を受託できる事業所の開拓業務を障害者支援機関（3機関）に委託し、民間事業所を活用した職業訓練の拡充に努めました。 <p>・県庁実習の受入を拡大し、25名の障がい者の方に実習をしていただきました。</p>
就労のための支援の充実	<p>◇障害者就業・生活支援センターの整備を促進し、雇用、福祉、教育等の関係機関と連携しながら、就労と生活における自立を図るための継続的な支援を行います。</p> <p>◇ジョブコーチやトライアル雇用等を積極的に活用するとともに、職場適応に向けた支援を進めます。</p> <p>◇障害特性に応じたパソコン研修の開催等、IT化に対応した取り組みを進めます。</p> <p>◇福祉的就労の場である授産施設や作業所の役割を見直し、機能を強化・充実させるとともに、企業との連携を含め新しい展開に向けた検討を進めます。</p>	<p>・奈良圏域及び西和、中和、東和圏域の4圏域において障害者就業・生活支援センター（各圏域に1箇所、計4箇所）の運営を行い、関係機関と連携して障害者の就業と生活面の支援を行いました。</p> <p>ジョブコーチ支援事業による支援開始者、35人(年度内支援開始者)。 トライアル雇用開始者数126人。 職場適応訓練事業による支援20人(訓練受講実人数)。</p> <p>・障害のある方を対象に、民間の職業訓練施設、事業所に委託して、IT基礎や経理事務を習得するための研修を実施するとともに、新たに聴覚障害者（在職者）を対象としたIT基礎訓練を実施しました。</p> <p>・就労継続支援A型事業所 9か所 ・就労継続支援B型事業所 47か所 ・就労移行支援 20か所</p>

3. スポーツ・レクリエーション・文化活動の振興

項目	当計画における指標	左の指標の実施状況(21年度実績)
障害者スポーツの振興に向けた取り組み	◇障害者用スポーツ種目の普及、指導者の養成、スポーツボランティアの確保・派遣等、重度の障害のある人も参加しやすいよう、地域における身近な障害者スポーツの振興に努めます。	・障害者スポーツボランティア登録者数 461人
	◇競技スポーツ選手の能力の強化に取り組むとともに、各種スポーツ大会や競技会等への参加を促進します。	・障害者スポーツ大会参加者数 1,071人
社会参加と交流の推進	◇社会参加促進のための各種事業により、市町村と連携して、障害のある人の社会参加を促進します。	・市町村障害者社会参加促進事業の実施 24市町村
	◇障害者福祉センターを拠点とした社会参加の場を広げ、スポーツやレクリエーションを中心とした交流を促進します。	・各種スポーツ教室 6教室、 のべ参加者数 486人
多様な場面での芸術文化活動・生涯学習の振興	◇「障害者作品展」や障害者団体等が取り組む文化活動など、多様な場面での機会の提供や情報発信に努め、あらゆる年齢層を対象とした自主的な芸術・文化活動の振興を図ります。	・障害者作品展 781点、 1,458人出展
		(文化課)「県庁芸能舞台」において、障害を持つ人たちの出演を公募した。
	◇障害のある人の学習環境を充実させ、障害のある人もない人もともに学習する機会の提供に努めます。	・障害児文化鑑賞奨励事業を継続実施しました。
		(美術館)身体障害者手帳、療育手帳、精神障害者保健福祉手帳の交付を受けている者及びその介添人(障害者1人につき介添人1人)については、全ての展覧会(常設展示及び特別展示)の観覧料を無料としている。
		(万葉文化館)(1)身体障害者、知的障害者及び、精神障害者並びにその付添者(付添者は、当該障害者1人につき1人に限る。)については、常設展示の観覧料を全額免除している。
		(民俗博物館)(1)身体障害者、知的障害者及び、精神障害者並びにその付添者(付添者は、当該障害者1人につき1人に限る。)について、全ての展覧会(常設展示及び特別展示)の観覧料を全額免除している。
		(民俗博物館)特別支援学校5校68名と障害者施設1施設10名の校外学習を受け入れ社会科学習に協力した。
(図書情報館) 障害のある人にも積極的に利用していただくため、専用駐車スペース、専用トイレ、車いす用閲覧席、点字音声出力室、対面読書室等を設けている。また、車いすの無料貸出等の取り組みも行っている。 「奈良県立図書情報館使用料免除取扱要綱」により駐車場使用料の減免を行い、一層の利用促進を図っている。		

Ⅲ. 安心のための保健医療施策等の充実

1. 保健福祉活動の総合的推進

項目	当計画における指標	左の指標の実施状況(21年度実績)
障害の早期発見体制の充実と正しい知識の普及	<p>◇各種健康診査の体制を整備し、乳幼児期に限らず、すべてのライフステージのなかで、障害の早期発見体制を充実します。</p> <p>◇地域の人々が心の健康に関心を持ち、精神疾患の初期症状や前兆に対処することができるよう、心の健康づくりに関する知識の普及・啓発を行います。</p> <p>◇障害の要因となる疾病や精神疾患等について、当事者や家族または地域の人々に対する正しい知識の普及を図り、過剰な不安等を軽減するための施策を進めます。</p>	<p>特定健康診査・特定保健指導は40歳以上75歳未満の方を対象に、メタボリックシンドロームに着目した健診を実施し、生活習慣病予防、重症化を防ぐため、各医療保険者が実施するもので、障害の原因となる疾病の予防、早期発見にもつながるものとして、その受診率向上のための取り組みを行っています。</p> <p>・広報誌を活用した普及啓発と、新たに「アルコール関連問題県民セミナー」を開催して心の健康づくりに関する知識の普及啓発を行いました。(県内3カ所で開催)</p> <p>・精神障害についての正しい知識の普及啓発のため、障害者自立支援対策臨時特例交付金を活用した事業等により、地域住民を対象とした講演会等を開催しました。(5障害保健福祉圏域で実施)</p>
早期療育体制の充実	<p>◇障害の受容、その後の療育へのスムーズな移行、家族の心のケアなど、母子保健活動と連携した早期療育体制の充実を図ります。</p> <p>◇地域における身近な療育相談や健康相談などの窓口として、保健所や市町村保健センターの専門的相談機能を充実</p>	<p>保健所を中心に療育支援を特に必要とする母児を早期把握し、関係機関との地域療育体制のネットワークの構築。①個別会議48回(延202人) ②ネットワーク会議5回(延131人) ③技術サポート4回(延65人)</p> <p>庁内及び各保健所に医療安全相談窓口を設置し、患者、家族等からの相談に対応しました。</p>

2. 医療環境の充実

項目	当計画における指標	左の指標の実施状況(21年度実績)
<p>早期発見・早期治療のための医療体制の充実</p>	<p>◇障害の発生原因となる疾病等の発生予防と早期発見・早期治療を推進します。</p>	<p>各市町村において、妊娠、出産、育児や乳幼児保健についてきめ細かく一貫したサービスの提供を図るという観点から健康診査や訪問指導を実施しています。</p> <p>医療施設の応需情報を消防機関等に提供し、救急患者の迅速かつ的確な搬送を支援する「奈良県広域災害・救急医療情報システム」（救急医療情報センター）による医療機関照会件数は、20年度同様高水準を保っています（照会件数：804,194件）。</p> <p>・また、救急医療関係者だけでなく県民もインターネットを通じて県内医療機関の機能情報等の検索を行えるようにしている。</p>
	<p>◇奈良県立医科大学内に精神医療総合センターを設置し、精神科救急医療体制の充実を図ります。</p>	<p>夜間休日に係る緊急措置入院患者の受け入れを、奈良医大精神医療センターで一元的に行いました。</p> <p>また、夜間休日の緊急措置診察のための移送体制を見直し、県職員が365日・24時間体制で対応することにしました。（夜間休日の通報件数：78件）</p>
	<p>◇高次脳機能障害等への対応について研究を進めるとともに、脳外傷者等への支援のあり方を検討します。</p>	<p>・高次脳機能障害者に対する支援拠点施設として、平成20年10月に設置した「奈良県高次脳機能障害支援センター」において、診断、相談支援、関係機関に対する研修会等を実施しました。（のべ相談件数 1,562件）</p> <p>・高次脳機能障害支援体制検討委員会において、支援のあり方についての検討を行いました。</p>
	<p>◇各医療機関において、聴覚障害、視覚障害、知的障害等に配慮した対応に努めます。</p>	<p>・県立の病院においては、外来カルテに失聴、難聴の状況を記載し、職員で情報を共有するようにしています。</p> <p>・診療スタッフや事務職員等は患者との意思疎通の確保に努めるとともに、手話のできる職員の育成にも配慮しています。耳鼻咽喉科では、難聴外来を開設し、診療と治療を行っています。</p> <p>・県立の病院においては、知的障害者が来院した際には、院内各施設の看護師や事務職員による付き添い指導を徹底し、申し送りについても十分に配慮しています。職員の育成にも配慮しています。</p>
<p>適切なリハビリテーションの推進</p>	<p>◇中途障害者に対する適切なリハビリテーションについて検討します。</p>	<p>・奈良県総合リハビリテーションセンターの利用者数 入院患者 のべ32,430人 外来患者 のべ47,920人</p>
	<p>◇各種福祉機器のあっせん・紹介や、障害に応じた補装具の給付を進めます。</p>	<p>・障害児（者）への補装具給付県負担金 64,056千円</p>

IV. まちと情報のバリアフリーの推進

1. 福祉のまちづくりの推進

項目	当計画における指標	左の指標の実施状況(21年度実績)
<p>住みよい福祉のまちづくり条例に基づく施策の推進</p>	<p>◇「住みよい福祉のまちづくり条例」に基づき、身近な施設のバリアフリー化を一層推進するとともに、障害のある人に配慮した施設や設備、まちづくりについての普及・啓発を進めます。</p>	<p>・条例に基づく届出等の受理及びバリアフリー法による計画認定・検査並びにこれらを通じた指導・助言の実施しました。 ・条例の整備基準に適合した施設に適合証を交付するとともにこれらの施設を奈良県HPに掲載しました。</p> <p>・条例に基づく特定施設の届出等件数：194件 ・平成22年2月に推進協議会総会を開催。</p>
	<p>◇人にやさしい建築物を表彰することにより、すべての人が安全で快適に利用できる建築物の普及を図るとともに、福祉のまちづくりに関する県民意識を醸成し、理解を得るための学習機会を提供します。</p>	<p>・平成20年度をもって表彰事業は終了しましたが、引き続き一連の表彰施設を奈良県HPに掲載しています。</p>
<p>ユニバーサルデザインの考え方の普及と情報提供の充実</p>	<p>◇すべての人にとって使いやすい製品の開発や生活しやすい環境の実現をめざして、ユニバーサルデザインの考え方を普及するための積極的な啓発を行います。</p>	<p>・ホームページを通じて普及啓発に努めている。</p>
	<p>◇ユニバーサルデザインの考え方に基づいた、利用しやすい施設や設備などの情報を提供します。</p>	<p>・ホームページを通じて普及啓発に努めている。</p>

2. 住宅・道路環境・交通施設の整備

項目	当計画における指標	左の指標の実施状況(21年度実績)
住宅のバリアフリー化	◇障害特性や障害のある人のニーズに対応した公営住宅の整備を推進するとともに、民間住宅についても、誰もが安心して暮らすことのできる住宅の建設やバリアフリー化のための相談体制の充実に努めます。	バリアフリー設計の小泉県営住宅建替工事（第2期）に着手（契約）。引き続き、障害特性や障害のある人のニーズに対応した県営住宅の整備を推進するとともに、民間住宅についても、相談体制の充実に努める。
道路環境の整備	◇幅の広い歩道の整備や視覚障害者誘導用ブロックの敷設などのバリアフリー化をはじめ、バリアフリー対応型信号機の設置など、誰もが利用しやすい道路環境の整備に努めます。 ◇市町村等関係機関と連携し、放置自転車対策の取り組みを進めます	<p>・大宮道路や中和幹線などの道路整備によりバリアフリーの歩道を整備しました。</p> <p>・歩道の整備、歩道のバリアフリー化を実施しました。 (都)大宮通り線 (都)三条菅原線 (都)大森高畑線外1線 等 (都)中和幹線</p> <p>障害者等が安全に生活できる歩行空間作りを行うため、障害者等の利用頻度が高い交差点において、安心して道路の横断が出来るように、視覚障害者用付加装置付信号機や高齢者等感応制御信号機を設置</p> <p>前年度に引き続き、自転車安全利用対策の推進に伴い、各自治体に対し、放置自転車対策（自治体広報紙への広報文掲出、駐輪場の新設等）についての働きかけを実施</p>
交通施設の整備	◇交通事業者に対する主要駅のバリアフリー化や低床バスの導入等、交通施設の整備を進めます。 ◇「バリアフリー新法（高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律）」に基づく基本構想を策定する市町村に対し、専門的・技術的支援を行います。	<p>ノンステップバスの導入 2台（奈良交通）</p> <p>・近鉄田原本駅の既存スロープの改修等</p> <p>・JR奈良駅桜井線ホームへのエスカレータ・エレベータの設置をしました。</p> <p>葛城市・橿原市がH22年3月に基本構想を策定</p>
利用しやすい観光地に向けた取り組みと情報発信	◇県内の観光地周辺については、民間との協働により、すべての旅行者にやさしい観光地としての取り組みを進めるとともに、バリアフリーマップの作成やホームページ上の情報提供など、利用しやすい観光資源や周辺環境、宿泊施設などについて、広く情報を発信します。 ◇誰もが使いやすいトイレの整備を進めます。	<p>観光地周辺の県有施設については、可能な限りバリアフリー化を推進している。公園案内等の情報発信に際しては、必要な情報を盛り込み、利用増進に努める。</p> <p>県営馬見丘陵公園北エリアに2棟、中央エリアに1棟、オストメイトや子ども用便器、おむつ替えシート等を備えた多機能便房を有するトイレを設置した。</p> <p>春日の園地・若草トイレを障害者にも利用しやすいよう、バリアフリーの改築を行った。</p> <p>・JR奈良駅自由通路部に多目的トイレの設置を進めています。</p> <p>・近鉄西田原本駅、九条駅、田原本駅、JR畠田駅において、多目的トイレ（オストメイト、ベビーベッド）を整備。</p>

3. 情報バリアフリーの推進

項目	当計画における指標	左の指標の実施状況(21年度実績)
コミュニケーション支援推進	◇視覚障害者や聴覚障害者に対して、点訳・音訳、手話・要約筆記等のコミュニケーション支援を拡充するため、人材の養成・派遣の充実や情報提供体制の強化など、情報保障の観点に立った取り組みを進めます。また、盲ろう者のコミュニケーション手段の確保のため、通訳者や介助者の養成・派遣に努めます。	<ul style="list-style-type: none"> ・点訳音訳ボランティア登録者 318人 ・登録手話通訳者 110人
情報提供体制の充実とIT利用のための支援	◇ホームページのユニバーサルデザイン化を進めるとともに、ITを活用した情報提供を充実します。	<ul style="list-style-type: none"> ・行政手続において、電子申請できる事務手続き数 261 ・奈良県HPリニューアルに伴い、全所属のHPのCMS移行が進んでいます。
	◇県政広報では、点字広報や音声広報をはじめ、テレビ媒体における情報提供についても、障害のある人への配慮を進めます。	<ul style="list-style-type: none"> ・行政手続きにおいて、電子申請できる事務手続き数 238 ・所属ページのCMS（コンテンツ・マネジメント・システム）への移行率63.4% ・CMS移行済ページについては、全てユニバーサルデザインに対応済。 <p>【広報番組】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・毎日の県政の動きをニュース形式で伝えるテレビ番組「県政フラッシュ」にて、障害者への理解を促進するテーマを13回放映しました。 ・県政の話題をわかりやすく伝える、FMラジオの県政コーナーにて、障害者への理解を促進するテーマを7回放送しました。 <p>【県民だより】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・点字版220部/月、音声版を170本/月発行しました。 ・12月号人権コーナーに「楽しく働く幸せ」を掲載しました。 ・毎月2回メールマガジン「大仏さんのつづより情報」でのテキスト版(音声読み上げソフト対応用)を発行しました。

4. 防災・防犯対策の充実

項目	当計画における指標	左の指標の実施状況(21年度実績)
防災知識の普及と避難誘導等の支援の確立	◇障害のある人に対する防災知識の普及、緊急通報システムの整備、障害者避難対応のマニュアルの作成などによる避難誘導等の支援の確立を目指し、障害のある人に配慮した避難場所の整備など、関係機関との連携を強化します。	<p>防災知識の普及は、県政出前トーク等により今後も継続する。避難誘導等の支援の確立については、市町村が「災害時要援護者避難支援プラン」を作成し、避難対策を円滑に実施できるよう支援していく。障害のある人に配慮した避難所のあり方については、「避難所運営マニュアル」に盛り込んでおり、H21年度に作成、配布した。</p> <p>県民が安全で安心して暮らせるまちづくりを推進するため「安全・安心まちづくり推進事業」を実施した。内容として、自主防犯・防災活動を支援するための普及啓発、リーダー研修、活動支援等を実施する。</p>
防犯体制の向上	<p>◇お話ファックス（警察への相談等）を周知するとともに、相談体制の一層の充実を図ります。</p> <p>◇ファックス110番やメール110番を周知するとともに、効果的な活用を啓発し、緊急通報体制の充実を図ります。</p> <p>◇交番等における相談環境の整備のため、手話のできる警察職員や障害について知識をもった警察職員の配置を進めます。</p> <p>◇消費者被害の未然防止のため、障害のある人に対する消費者教育を進めるとともに、あらゆる経済犯罪等の情報提供を行います。</p>	<p>県警ホームページへの広報文掲載、市町村広報誌及び交番等ミニ広報紙を活用した啓発活動を推進（お話ファックス番号記載）</p> <p>県警ホームページへの掲載、市町村広報誌及び交番等ミニ広報紙を活用した啓発活動を推進（ファックス110番の電話番号、メール110番のメールアドレス、利用方法を記載）</p> <p>前年度に引き続き、手話通訳の能力を有する警察職員を配置し、事件捜査に伴う通訳の実施体制を整備</p> <p>情報提供活動を推進（①～県警ホームページ等を利用した犯罪発生に伴う情報提供、被害防止の呼び掛け等 ②～障害者関係団体からの要請による出前防犯講習の開催）</p> <p>・高齢者・障害者が悪質業者による消費者被害に遭う相談が多く報告されていることから、高齢者・障害者の消費者トラブルの事例と関係連絡先等を記載した『見守りガイドブック』を作成(H19年度)し、民生委員、ヘルパー、ケアマネージャーなど地域で見守る活動をしている人向けに配布した。</p> <p>・また、各地で高齢者・障害者を狙った消費者トラブルが発生しても、高齢者・障害者本人には情報が届きにくいことから、見守る人々に情報を提供するため、関係機関・団体等で「高齢消費者・障害消費者被害防止情報交換会」を組織するとともに、消費生活センターから交換会関係機関に対し見守り通信(メール配信)を発信し、消費者被害の未然防止、拡大防止を図っている。</p> <p>・さらに、消費生活センターで「くらしの安全・安心サポーター講座」を開催し、地域でのボランティア活動において高齢者・障害者への啓発活動の担い手を養成している。</p>
コミュニティにおける防災・防犯体制の検討	◇地域における自主防災組織や自主防犯組織の育成と活動の活性化を支援し、市町村との協力体制を構築します。	「安全・安心まちづくり推進事業」を実施する。内容として、市町村が自治会に組織化の働きかけを行うよう全市町村に出向き要請する。組織育成のためのパンフレットの作成・配布、メールマガジン発行による情報提供、講演会、県政出前トーク、リーダー養成等を引き続き実施する。

V. 相互理解の推進と権利擁護

1. 相互理解のための広報啓発の積極的展開

項目	当計画における指標	左の指標の実施状況(21年度実績)
相互理解の推進のための啓発・広報・交流	◇障害者週間には、啓発・広報活動を重点的に実施します。また、障害当事者と県民がともに語りあう場を増やすなど、啓発方法の工夫を行います。	人権に関する講演会等の参加者数 11,368人
		人権啓発指導者養成講座修了者数 80人
		○難病対策の啓発について ・難病の特性や罹患している患者の状況等を正しく理解してもらうための講演会等の開催、センターニュースやリーフレットを配布し、難病対策事業の案内を行いました。
	◇障害のある人への理解を進めるため、関係機関と連携して、学校、企業、行政の場などでの啓発に取り組んでいきます。また、幼稚園・小学校・中学校・高校における福祉教育や交流活動を推進します。	差別をなくす強調月間行事参加者数 53,851人
	人権相談件数 136件	
	◇障害に対する理解を得るため、冊子やパンフレットを作成し、配布します。	・リーフレット「奈良県の特別支援教育～すべての子どもが輝くために～」を作成配布。市町村教委、特別支援学校、関係機関との連携による地域支援体制の内容を充実させました。
啓発冊子配布先数 1,280か所		
ポスター配布先数 801か所		
国際交流の推進	◇福祉に関する国際的視察団の受入れや国際的なフォーラムへの参加を通じ、国際交流を推進します。	・アジア福祉教育財団来県(6月、10月、11月 計59名)

2. 権利擁護のための施策の充実

項目	当計画における指標	左の指標の実施状況(21年度実績)
権利擁護のための制度の周知と普及のための取り組み	◇地域福祉権利擁護事業や成年後見制度については、制度の内容等が十分に周知されていないと考えられることから、まず制度の周知に努め、さらに利用しやすくするための相談環境の充実に取り組みます。	<ul style="list-style-type: none"> ・相談件数 5,122件 ・契約締結件数 59件
	◇奈良県社会福祉協議会が設置する運営適正化委員会の活動の充実を図ります。	<ul style="list-style-type: none"> ・相談件数 27件
事業所・病院等への指導の強化	◇福祉サービスの苦情処理システムの整備を図るとともに、障害者施設、支援費指定居宅事業所、作業所等に対する指導を強化し、権利擁護に関する研修等の実施について積極的に取り組むよう働きかけます。	<ul style="list-style-type: none"> ・相談件数 27件 ・第三者委員基礎研修会 第三者委員を設置することの必要性や第三者委員の役割について理解を深めるとともに、第三者委員の活動を促進することを目的に12月25日に当研修を開催した。 参加者 122名
	◇精神科病院入院者の権利擁護のために、精神科病院に対する指導を強化します。	県内全ての精神科病院に対して立入検査を行いました。(10病院)
サービス評価の実施と公表に向けた取り組み	◇サービスの評価については、「利用者の視点が含まれているか」「評価の過程や結果がサービス改善につながるものとなっているか」という点に十分に配慮しながら、すべての障害者が良質なサービスを受けることができるよう、第三者評価の実施に向けた取り組みを進めます。	<ul style="list-style-type: none"> ・第三者評価の受審実績 2件